**第五条**

一方の締約者又はその機関は、この協定に基づく直接的協力活動に関し、適当な場合には、他方の締約者又はその機関の同意を得て、民間部門を含むすべての部門における研究施設からの研究者及び団体の参加を認めることができる。

**第六条**

1　両締約者は、この協定を効果的に実施するため、科学技術協力合同委員会（以下「合同委員会」という。）を設置する。合同委員会は、日本国外務省及び欧州委員会の職員を共同議長とする。

2　合同委員会の任務は、次のとおりとする。

(a)　科学技術政策に係る事項について情報及び意見を交換すること。

(b)　この協定に基づく協力活動を特定し、提案し、及び決定すること。

(c)　この協定に基づく協力活動の成果を検討し、及び討議すること。

(d)　両締約者に対し、この協定の実施に関し助言し、及び奨励すること。

(e)　研究開発計画への相互のアクセス及び客員の研究者のための手配を定期的に検討し、並びにそのようなアクセスを改善し、及び第一条に規定する相互主義の原則の実効性を確保するための具体的措置を審査すること。

3　合同委員会の決定は、相互の合意により行う。

4　合同委員会は、双方にとって適当な時期に、可能な限り少なくとも二年に一回、会合する。

5　日本国政府及び共同体は、別段の合意がない限り、交互に合同委員会の会合を主催する。

6　合同委員会の会合のため、参加者の移動及び宿泊のための費用は、当該参加者の関係する締約者が負担する。合同委員会の会合に係るその他の費用は、会合を主催する締約者が負担する。

7　合同委員会は、その内部手続規則を定める。

8　合同委員会は、会合が開催されていない期間は、外交上の経路を通じて決定を行うことができる。

**第七条**

この協定の実施は、各締約者の利用可能な予算及び関係法令に従うことを条件とする。

**第八条**

1　いずれの締約者も、通常の経路を通じ、かつ、直接的協力活動に参加する機関の一般的な手続に従い、当該直接的協力活動から生ずる財産権的性格を有しない科学的及び技術的情報を、一般の利用に供することができる。

2　この協定に基づく協力活動から生じ、当該協力活動の過程で導入され、又は当該協力活動を通じて得られる知的財産権及び開示されていない情報については、この協定の附属書Ⅱの規定に従って取り扱う。

**第九条**

各締約者は、自国の法令の範囲内で、この協定に基づく協力活動を実施する者に対し、当該協力活動に参加する研究者の自由な移動及び滞在並びに当該協力活動における使用を目的とする物資、データ又は機材の自己の領域への持込み及び当該領域からの持出しを容易にするため、すべての可能な便宜を与えるようあらゆる努力を払う。

**第十条**

この協定は、両締約者間又は日本国政府と共同体の構成国の政府との間の協力のための既存及び将来の協定に関する権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

**第十一条**

この協定の解釈又は実施に関するすべての問題又は紛争については、両締約者間の相互の協議により解決する。

**第十二条**

この協定の附属書Ⅰ及びⅡは、この協定の不可分の一部を成す。

**第十三条**

1　この協定は、両締約者が、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換する日に効力を生ずる。

2　この協定は、五年間効力を有するものとし、その後は、最初の五年の期間の終わりに、又はその後いつでも、いずれか一方の締約者が少なくとも六箇月前に他方の締約者に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告することによって終了させない限り、その効力を有する。

3　この協定の終了は、この協定に基づいて行われ、かつ、この協定の終了の時までに完了していない協力活動の実施又はこの協定の附属書Ⅱに従って生じた特定の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

4　各締約者は、五年ごとにこの協定の影響及びこの協定に基づく活動を評価することができるものとし、評価を行う一方の締約者は、評価の結果を他方の締約者に通報する。一方の締約者は、他方の締約者が行う評価を容易にするため、あらゆる努力を払う。

5　この協定は、両締約者の間で交換される外交上の公文を通じた両締約者の相互の合意により改正することができる。その改正は、別段の合意がない限り、1に規定する条件と同じ条件で効力を生ずる。

この協定並びにこの協定の附属書Ⅰ及びⅡは、ひとしく正文である日本語、イタリア語、英語、エストニア語、オランダ語、ギリシャ語、スウェーデン語、スペイン語、スロバキア語、スロベニア語、チェコ語、デンマーク語、ドイツ語、ハンガリー語、フィンランド語、フランス語、ブルガリア語、ポーランド語、ポルトガル語、マルタ語、ラトビア語、リトアニア語及びルーマニア語により二通の原本を作成する。解釈に相違がある場合には、日本語及び英語の本文による。

以上の証拠として、下名は、それぞれ日本国政府及び欧州共同体から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千九年十一月三十日にブリュッセルで作成した。

日本国政府のために
小田野展丈

欧州共同体のために
クリスチャン・ダニエルソン
ヤヌス・ポトチュニク

附属書Ⅰ　研究開発計画における者の参加のための条件

Ⅰ　一方の締約者、その機関又は公的団体がこの協定の枠内で他方の締約者の者と研究開発計画のために契約を締結する場合には、当該他方の締約者は、要請されたときは、当該一方の締約者、その機関又は公的団体が当該契約の円滑な実施を容易にするために必要又は有用なあらゆる合理的かつ実行可能な支援を提供するよう努める。

Ⅱ　日本国の者は、共同体が運営する研究及び技術開発のための枠組計画に参加することができる。日本国の者のそのような参加は、当該枠組計画の参加、普及及び実施のための規則に従う。

Ⅲ　共同体の者は、研究及び技術開発のための枠組計画の分野と類似の科学技術の分野において、日本国政府、その機関又は公的団体が運営する競争的資金制度を利用する研究開発計画に参加することができる。共同体の者のそのような参加は、日本国の法令並びに当該計画の参加、普及及び実施のための関連する規則に従う。

附属書Ⅱ　知的財産権及び開示されていない情報

Ⅰ　直接的協力活動における両締約者の知的財産権

1　直接的協力活動から生ずる知的財産権については、3に規定する著作権及び関連する権利の場合を除くほか、次の規定を適用する。

(a)　知的財産権は、その知的財産を創出した締約者又はその機関が所有する。知的財産が共同で創出された場合には、両締約者又は両締約者の機関は、それぞれの作業の割合を考慮して、当該知的財産に係る知的財産権の帰属又は配分について合意するために協議する。

(b)　知的財産権を所有する一方の締約者又はその機関は、他方の締約者又はその機関がこの協定に基づく特定の計画のための自己の作業を実施するために必要である場合には、いかなる直接的協力活動の実施のためにも、当該他方の締約者又はその機関に対し、当該知的財産権の使用を許諾する。特許権及び実用新案権については、無償の原則に基づいて許諾する。この(b)の規定に基づく知的財産権の使用の許諾については、各締約者の関係法令及び両締約者又は両締約者の機関の間で当該計画の開始に先立って合意する条件に従うものとする。

2　直接的協力活動の過程で導入される知的財産権を所有する一方の締約者又はその機関は、他方の締約者又はその機関がこの協定に基づく特定の計画のための自己の作業を実施するために必要である場合には、いかなる直接的協力活動の実施のためにも、当該他方の締約者又はその機関に対し、当該知的財産権の使用を許諾する。この2の規定に基づく知的財産権の使用の許諾については、各締約者の関係法令及び両締約者又は両締約者の機関の間で当該計画の開始に先立って合意する条件に従うものとする。

3　両締約者又は両締約者の機関の著作権及び関連する権利については、次の規定を適用する。

(a)　一方の締約者又はその機関が直接的協力活動から生ずる科学的及び技術的なデータ、情報及び成果を雑誌、記事、報告書、書籍、ビデオテープ及びデジタル記憶装置によって公